

平成 31 年 1 月 30 日

古賀市議会

議長 結城 弘明 様

懲罰特別委員会

委員長 岩井 秀一

懲罰特別委員会審査報告書

地方自治法第 133 条に基づき処分要求書が提出されたことにより設置されました懲罰特別委員会に、議会会期中の審査として付託を受けておりました「吉住長敏議員に対する懲罰の件」について、審査の経過と結果の報告をいたします。1 月 29 日に内場 恭子議員の出席を求め、処分要求書提出理由の説明を受けるとともに、吉住長敏議員からの一身上の弁明及び提出資料を参考に慎重審査をいたしました。

○提出理由の主な内容

- ・一般質問は、首長など執行機関に対して説明等を求めることであり、他の議員の発言を引用しての批判はできず、容認は侮辱であると考えます。
- ・市長などから少数意見だと答弁されることはあっても、他の議員から少数意見だと一方的に決め付けられ、批判されるものではない。少数意見であることからその意見を聞かないと言わんばかりの発言は、民主主義の原則の 1 つである少数意見の尊重にも反し、民主主義の否定と受け取れる。
- ・市長の発言を制限する発言については経験のある議員の発言とは思えない。
- ・処分要求への弁明には、言論、表現の自由、議員の発言の保障をすべきなどの発言があったが、私の意見は少数意見だと押さえ込み、自分の意見や他者への批判は表現の自由と説明される言葉に驚きを禁じえない。私の度量という測りようもない、調べようもないものを基準に、受け止める側の問題だと責任転嫁されることは問題で、さらなる侮辱である。私には抗弁することも、説明を求めることもできない公の場で、発言を批判することは侮辱以外の何物でもない。議会の見識が問われる由々しき問題と考える。

○一身上の弁明の主な内容

- ・道の駅をテーマにした私の一般質問と同様に同一テーマで一般質問があった直後の、道の駅方針に継続堅持と極めて的を絞った通告書面に従った質問で、前者発言を引用対置するのは十分許容されてしかるべき場面であった。田辺市長が居合わせなかった時期に予算議決された過去 2 カ年予算審査の上からは既定路線である。しかも

今年度既に業務委託発注中済みの段階。議論を交わしあう中で道理に叶った整然とした見解をもって侮辱だと私に向けられる所以は値しない。熱い論議の民主主義の議論の場を根底から揺るがしかねない。多様な考えの発言を萎縮させないか。

- ・古賀市議会基本条例の前文には「自由闊達な議論を通して自治体事務の立案、決定、執行状況及び評価における論点や争点を発見し公開することは市民からの要請であり討論の場でもある議会の使命である。」と規定している。すなわち、私の発言は直前の質問内容と照らし合わせ対置したもので、評価における論点や争点を発見し公開する意味にほかならない。
- ・市長とのやりとりの場面とはいえ、その際の政策論議の折に議員相互の見識への疑念、対置意見を申し述べる事はありふれて違和感なく範ちゅうに入るものと解釈されると思う。今回の私の発言は通告書からも明らかのように、当該議員の人格等を誹謗中傷する意思は微塵も持ち合わせていない。
- ・処分要求書には、提出者が発言した内容は唯一正当、正論であり一切の批判や指摘は看過できず、断じて許さるものではないとも取れる頑なな独善的めいた文脈。時として感情を露わにする場面も往々にしてあったが、今後もあり得ると想定される。古賀市議会の最高規範にのっとりた審議を望むものである。

○自由討議

- ・各議員のそれぞれが議員活動をなされている貴重な時間の中で、当事者からの「御迷惑をおかけする」の一言もない。今回の事象は、議会全体の問題、議員一人一人の問題として重く受けとめなければならない。自分自身を見つめ直す契機、機会にすべきではと自分自身、痛感している。一般質問の中では、いかがなものかというようなニュアンスのアクセントがあった。市長の発言を抑制することは容認すべきではない。懲罰に値すると思う。
- ・この弁明書を読んだときに、提出者に対する謝罪がみられない。懲罰に値する事案である。
- ・この件に関しての反省が全く見られないというのを、弁明を聞いても感じる。道の駅を議会全員が進めることを賛成しているかのように受けとめられる発言も問題である。このまま何も懲罰をしないのは、またこういう発言をされるのが危惧される。本人のためにも、懲罰は考えたい。
- ・発言の自由もルールや節度などを持ったものでなければならないと思う。他者の意見を尊重する立場がなければならないという点に欠けていたように思う。提案者に対する謝罪があまり述べられなかったと思う。今後の議会活動のためにも、何らかの懲

罰は必要。

- ・多様な意見で議会が成り立っていると思う。提出者と弁明した議員のどちらにも言い分があると思う。そこを耐え兼ねての訴えだったろうと思うが、懲罰までかけてしまうと今後、議員の発言を萎縮させることを危惧する。懲罰は科さない方向で考える。
- ・自由ということの履き違えがある気がする。議員には、質問や質疑、討論もあるが、一般質問の最中にされたのはいかなるものか。反論があるならば討論等で行うべき。より皆さんが良識のある判断をされるための一つの良い例、教訓という意味で懲罰は必要。

○懲罰の意見

「戒告の懲罰を科すべき」「懲罰を科すべきでない」との意見が提案されました。

○討論

- ・自由な発言には責任が伴い、誰を傷つけてもいいわけではないと思うことから、戒告の懲罰を科すことに対して賛成。

○採決

採決の結果、賛成多数で「戒告の懲罰を科すべき」と決定いたしました。

なお、議会の自律権に基づき、議会の規律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁を「懲罰」といいます。議会と議員という特殊な身分関係から議会の秩序保持のため科せられた制裁ということができるため、公務員の懲戒処分と同様な性格を有し、刑罰とは異なるものです。

以上で報告を終わります。